

# 農場向け

## 豚流行性下痢のまん延防止のために

### 1 農場への侵入防止対策（侵入させない！）

本病は主として糞便中に排出されたウイルスが直接的又は間接的に経口感染することで伝播します。

農場への侵入は、感染豚の導入及び感染豚の糞便に汚染された車両や物品の持ち込み等によって起こります。

#### 飼養衛生管理の遵守

- ・適切な衛生管理区域を設定（関係者以外を衛生区域内に立ち入らせない）
- ・農場や畜舎出入口での消毒の徹底
- ・衣服の更衣
- ・長靴の履き替え
- ・入場者の記録の徹底

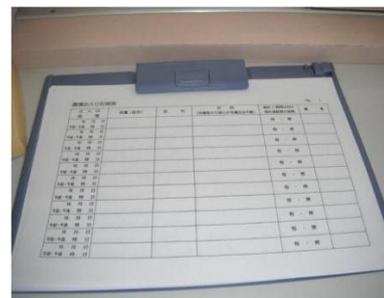
#### 【農場出入り口の消毒】



#### 【豚舎ごとの専用長靴】



#### 【立入記録表】



#### 豚の導入

- ・豚を導入する際は、農場から離れた場所又は農場内の隔離された豚舎で2～4週間（14～28日間）の健康状態の観察を行いましょう。

#### 野生動物対策

病原体の侵入及び感染拡大防止のため、屋外に食品残渣や飼料を露出させた状態で、野鳥やネズミ等の野生動物が農場に侵入させるような環境を作らないようにしましょう。

#### 【野生動物侵入防止柵等の設置】



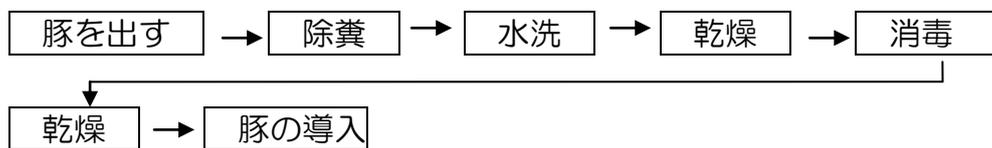
#### 【排水穴への金網の挿入】



## 2 農場内の感染拡大防止対策（もし、侵入してしまったら？）

- 農場内での繁殖分娩舎への病原体侵入防止を図ることが重要です。（子豚が感染すると大量のウイルスが排出）
- 繁殖分娩舎から発見された場合は、衛生管理を区分、他の豚舎への拡散防止対策を徹底します。（作業者及び資機材の専従化：農場内のウイルス量を最小化し、早期の沈静化及びまん延のリスクを低減するため）
- 空舎期間（2週間以上）、豚舎内の洗浄・消毒の徹底により、ウイルス量を最小化します。

### \*効果的な消毒方法



空舎期間は、2週間以上空けましょう。

### 【豚舎消毒写真】



## 3 農場間の伝播防止対策（他農場等に広げない！）

### ① 農場における対策

#### 【豚移動・出荷の際の注意点】

- ・ 移動・出荷前の出荷豚の臨床症状の観察
- ・ 下痢等の異状がみられた際は、当該豚の移動・出荷を停止（すぐに、家保へ通報）
- ・ 症状を示してなくてもウイルスを保有している場合があるため、移動・出荷時に使用する家畜運搬車両の各施設への入退場時の消毒や他農場との交差汚染防止対策の徹底
- ・ 家畜運搬車は、可能な限り複数の養豚農場に立ち入らない

## ② 排せつ物処理対策

### 【固形分の処理】

適切な発酵温度と時間は、60℃、30分以上

### 【液体分の処理】

通常の曝気、塩素消毒処理等ではウイルスは失活しない可能性があるため、可能な限り浄化後の上清等を農場内で使用しないようにする。

液肥化処理後の農地還元にあたっては、管轄の家畜保健衛生所に相談し、運搬経路や他の養豚場の立地、気象状況等にも十分留意した上で実施する。

## ワクチンについて（農水省 PED ワクチンの使い方2より）

- ・妊娠豚に2回注射により、分娩後、ほ乳豚の発症防止と症状が軽減
- ・分娩前の妊娠豚に2回注射
- ・平成25年10月以降、国内で流行しているウイルスにも効果を確認

ワクチンの効果を十分に引き出すために、

- ・衛生管理の徹底（こまめな消毒、排せつ物処理など）  
農場にウイルスを入れない、あるいはウイルスの量を減らすことが重要
- ・ワクチン接種を受けた母豚の乳を子豚にしっかりと飲ませること

## 異状が見つかったらすぐに管理獣医師又は家畜保健衛生所へ

### \*PEDを疑う症状\*

- ① 複数（周辺農場で本病が発生している場合には1頭）の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合
- ② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合
- ③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚（離乳豚も含む）が、食欲不振、下痢（軟便から水様性）又は嘔吐を呈した場合

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279

携帯:090-7205-0895（夜間・休日）

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144

携帯:090-7205-1402（夜間・休日）

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825

携帯:090-7205-1826（夜間・休日）

## 消毒について（農水省 PED 対策に係る消毒薬の適正使用）

下表は、消毒薬が属する系統の一般的な適性を表したものであり、実際の使用に当たっては個々の製剤の用法・用量に基づき、正しい濃度に希釈して使用すること。

		逆性石けん	両性石けん	ヨウ素系	アルデヒド系	塩素系	複合 <sup>※1</sup>	炭酸ナトリウム <sup>※2</sup>
畜体	1. 衛生管理 <sup>※3</sup>	○	○	○	—	○	—	—
	2. と畜場出荷前 <sup>※4</sup>	—	—	○	—	—	—	—
畜舎	1. 畜舎	○	○	○	○	○	○	○
	2. 器具・機材	○	○	○	○	○	○	○
	3. 踏込消毒槽	○	○	—	—	—	○	○
	4. 飲水	○	—	○	—	○	—	—
車両	1. 車体の洗浄	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	----- 幌（おおい）	○	○	× (着色)	○	○	○	○
	2. タイヤ	○	○	○	○	○	○	○
	----- タイヤハウス	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	3. エンジンルーム	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	4. コックピット							
	----- フロアーマット	○	○	○	○	○	○	○
	----- ペダル類	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	----- その他 (金属を除く)	○	○	× (着色)	○	○	○	× (析出)
	----- その他（金属）	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	× (析出)

※1 複合次亜塩素酸系のこと。

※2 豚流行性下痢ウイルスは低温下ではpH耐性を持つため、消毒に当たっては4%炭酸ナトリウム溶液を用い、消毒液の濃度を維持すること。

※3 畜体消毒では休薬期間に注意して使用すること。

※4 効能・効果として畜体の消毒が定められており、休薬期間が設定されていない製剤（平成26年9月現在、ヨウ素系消毒薬の一部が該当）を使用すること。